

(写)

川島町立小・中学校通学区域審議会会長 様

川島町教育委員会

教育長 関口 敬氏

統合に伴う新設小学校の通学区域の編成について（諮問）

このことについて、川島町立小・中学校通学区域審議会条例（平成25年1月25日条例第39号）第2条の規定に基づき、令和7年4月に新設する「つばさ小学校」の通学区域を編成するため、つぎの事項について審議願いたく諮問します。

なお、別添の留意事項により審議するようお願いいたします。

記

諮問事項 「統合に伴う新設小学校の通学区域の編成について」

[留意事項]

(1) 審議における基本的な考え方について

令和7年度に新設する「つばさ小学校」の通学区域は、基本的には「つばさ南小学校」の通学区域と「つばさ北小学校」の通学区域を合わせた区域になるという考え方です。

<補足説明>

就学校の指定について

学校教育法施行令第5条によりますと、市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定することとされています。なお、指定の方法は、あらかじめ区域を設定するものです。判断基準としましては、文部科学省によれば、道路環境や河川等の地理的状况、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえるとされています。

(2) 附帯事項

・「つばさ小学校」における通学支援の考え方について

平成30年度の4小学校（三保谷・出丸・八ッ保・小見野）の統廃合の際には、廃校が生じることとなった地区（出丸小学校区と小見野小学校区）の児童が、特に遠距離通学を強いられることとなるため、当該地区の児童の通学支援が特に必要であろうという観点から、当時の小学校統合協議会において、保護者を交えて検討が行われました。その結果、通学支援は出丸小学校区と小見野小学校区を対象区域とし、この区域に遠距離通学の基準（学校を中心として直線距離で2kmを超えた地域の児童を通学支援対象者とする。）を適用して、基準を満たした区域にスクールバス運行体制を整備した経緯がありました。

なお、八ッ保地区は、地区内にそのまま小学校（つばさ北小学校）が存続することとなったので、基本的には通学支援の対象としなかったわけで

すが、山ヶ谷戸字六郎地区等は、小学校（つばさ北小学校）までの歩行距離が3 kmを超えることから、将来予想される学校の統廃合に伴う、通学区域の再編に際しては、地区に関わらず、同一の基準を適用して、遠距離通学の対象となる児童の負担軽減を図るべきではないかという附帯意見が、当時の通学区域審議会でありました。

今回のつばさ南小学校とつばさ北小学校の統合においては、このような過去の附帯意見も踏まえながら、統廃合の対象となる、三保谷、出丸、八ッ保、小見野の4地区全てに、遠距離通学の基準（学校を中心として直線距離で2.0 kmを超えた地域の児童を通学支援対象者とする考え方を基本としつつも、2.0キロメートル圏内の地域にあっても道路環境等の条件も考慮しながら弾力的な通学支援を行う。）を適用して、基準を満たした区域にスクールバス運行体制を整備したいと考えています。

以上、川島町立小・中学校通学区域審議会に対し、つばさ南小学校とつばさ北小学校の統合に伴う「つばさ小学校」の通学区域の編成について諮問し、審議のうえ答申を求めるものです。